

(趣旨)

第 1 条 この要領は、京都府鴨川条例（平成 19 年京都府条例第 40 号）第 24 条第 1 項の規定により開催される鴨川府民会議（以下「府民会議」という。）の運営のために、必要な事項を定めるものとする。

(府民会議メンバー)

第 2 条 府民会議のメンバー（以下「メンバー」という。）は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 府民及び事業者のうち、別に定める鴨川府民会議メンバー公募要領に基づき選任された者
- (2) 有識者のうち、知事からの就任依頼を承諾した者
- (3) 府の職員のうち、府民会議の議題に応じ開催の都度知事が指名する者
- (4) 京都市の職員のうち、府民会議の議題に応じ開催の都度京都市長が指名する者

2 メンバーの定数は、30 名以内とする。

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるメンバーの任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員によるメンバーの任期は、現任者の残任期間とする。

4 前項のメンバーは、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第 3 条 府民会議に座長 1 名及び副座長 2 名を置く。

2 座長は、メンバーの互選によってこれを定め、会議を進行する。

3 副座長は、メンバーのうちから座長が指名し、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する副座長が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 府民会議は、建設交通部長（以下「部長」という。）が議題を設定の上、招集する。

2 府民会議は、公開する。ただし、部長は、傍聴人の数を制限することができる。

(意見の聴取)

第 5 条 部長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に府民会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

2 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるメンバーのこの要領の施行後最初の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。